○ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

| 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 (基本方針) (基本方針) (基本方針) という。) を定め 第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定め 育成及び確保(これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保(これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の 音成及び確保を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。) を定め 音ものとする。 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必 第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上による。 | (日本船舶・船員確保基本方針は、次に掲げる事項について定めるも第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るためにあるものを含む。以下「日本船舶及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な船舶及び船員の確保」という。)に関する施策の総合的かつ計画的な船舶を図るための基本的な方針(以下「日本船舶・船員確保基本方針」という。)を定めるものとする。 |
|---|---|
| 目次<br>第一章 総則(第一条・第二条)<br>第二章 船舶資渡業、海運仲立業及び海運代理店業(第三十五条の四)<br>第五章  |   |
| 現   | 改正案   |
| 一个糸でギンショニュギンシ   |   |

のとする

- 一 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項
- べき措置に関する基本的な事項運航事業者その他の者をいう。以下この章において同じ。)が講ず三 船舶運航事業者等(日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶
- 定に関する基本的な事項四次条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画の同条第三項の認
- 要な事項
  五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必
- を考慮して定めるものとする。 日本船舶・船員確保基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保 |
- 変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。 5 国土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを
- 変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。6 国土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを

(日本船舶・船員確保計画)

第三十五条 (略)

2 (略

意見を聴くものとする。 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合にお 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合に 意見を聴くものとする。 この場合に であると認めるときは、その認定をするものとする。 この場合に に係る日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合する 意見を聴くものとする。

- 基本的な方針 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する
- る基本的な事項 運航事業者その他の者をいう。以下同じ。)が講ずべき措置に関す三 船舶運航事業者等(日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶
- 定に関する基本的な事項四次条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画の同条第三項の認
- 要な事項 五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必
- 3 基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保を考慮して定めるも要な事項
- のとする。
- 5 国土交通大豆は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとを変更するものとする。 4 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針
- きは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。 5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとすると
- 滞なく、これを公表するものとする。 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅

(日本船舶・船員確保計画

第三十五条 (略)

意見を聴くものとする。電土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の上工工条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。)五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。五十五条第一項に規定する船前の記定による部分による部分に表面による。

二~五 (略) 日本船舶・船員確保基本方針に適合するものであること。

4~6 (略)

(資金の確保等)

の他の措置を講ずるよう努めるものとする。)に従つて日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保そ船舶・船員確保計画(以下「認定日本船舶・船員確保計画」という。第三十七条 国は、認定事業者が第三十五条第三項の認定を受けた日本

(勧告及び認定の取消し)

対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 らず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に日本船舶・船員確保計画に従つて日本船舶及び船員の確保を行つてお第三十九条の二 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定

2 (略

(報告及び立入検査)

査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 船舶・船員確保計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はそ認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はそ認定日本船舶・船員確保計画の実施状況について報告をさせ、又はそ第三十九条の四 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度に

2 (略

(準日本船舶の認定)

り、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社(会社法(平成十七年外船舶運航事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところによ第三十九条の五 対外船舶運航事業を営む者(以下この条において「対

一基本方針に適合するものであること。

1 二~五 (略)

4~6 (略)

(資金の確保等)

よう努めるものとする。
及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずる船舶・船員確保計画(以下「認定計画」という。)に従つて日本船舶第三十七条 国は、認定事業者が第三十五条第三項の認定を受けた日本

(勧告及び認定の取消し)

講ずべきことを勧告することができる。おそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を計画に従つて日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行わない第三十九条の二 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定

2 (略)

(報告及び立入検査)

とができる。 といて、国土交通省令で定めるところにより、認定事業者に対して、第三十九条の四 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度に

2 (略)

(準日本船舶の認定)

で定めるところにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社(条の三において「対外船舶運航事業者」という。)は、国土交通省令第三十九条の五 対外船舶運航事業を営む者(以下この条及び第四十五

土交通大臣の認定を申請することができる。 るものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国において同じ。)が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航す法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条

であること。 当該対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶 当該対外船舶運航事業者の規定による命令が発せられた 運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた 運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた 運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた であること。

#### 二 (略)

2 対外船舶運航事業者及び本邦船主(当該対外船舶運航事業者以外の2 対外船舶運航事業者及び本邦船主(当該対外船舶運航事業者以外の2 とにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。 本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。 以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより以下この条において同じ。)は、国土交通大臣の認定を申請することができる。

当するものに限る。)を締結しているものであること。
に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要で当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要で当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要として国土交通省令で定める要件に該があるときに、当該本邦船主の求めに応じて遅滞なく当該子会社があるときに、当該本邦船主が出る。

た場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられ二 当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船主との間で、当該対外船

いることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合してをいう。以下この条において同じ。)が所有し、かつ、当該対外船舶会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社

### 二 (略)

(新規)

る。)を締結しているものであること。

に必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限しをすることを内容とする契約(当該契約が確実に履行されるためしをすることを内容とする契約(当該契約が確実に履行されるためをするときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じ事させる必要があるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じ

ものであること。

するものとして当該認定を取り消された者に限る。)に該当しないするものとして当該認定を取り消された者に限る。)に該当しない。当該取消しの日から五年を経過しない者(第十二項第三号に該当四 当該本邦船主が第十二項の規定により第五項の認定を取り消され

2

3 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令の別方により、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国が、以下同じ。)の別度を受けなければならない。

で。)が行う検査を受けなければならない。本交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶である。が行う検査を受けなければならない。

(新規)

対外船舶運航事業者は、前項の規定による認定の申請をしようとすい。

- 5 -

た場合において、 ていると認めるときは、 国土交通大臣は、 当該申請に係る船舶が次の各号のい 第一 その認定をするものとする。 項又は第二項の規定による認定の申請があつ ずれにも適合し

5

第 ず 項の規定による認定の申請に係るものである場合は、 れにも適合していること。 同項各

号の 第一 ず 項 れにも適合していること。 の規定による認定の申請に係るものである場合は 同 項各

同じ。)に適合していること。 具の整備に関する事項に係る部分に限る。 果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件 前項の規定による検査を受けたものである場合は、 第三十九条の七において 当該検査の結 (作業用

6 事項 認定証(以下単に「認定証」という。)を交付するものとする。 者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他国土交通省令で定める した事項の内容 国土交通大臣は、 (第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、 (以下「検査内容」という。)を含む。 前項の認定をしたときは、当該認定の申請をした )を記載した 当該検査を 4

7 う。 書換えを申請しなければならない。 認定証の記載事項に該当するときは、 速やかに従事させることができなくなるおそれがあるものとして国土 において、当該認定対外船舶運航事業者等は、当該変更に係る事項が により、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。この場合 交通省令で定める事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところ いて、次に掲げる事項に変更があつたとき、又は命令航海に確実かつ 第五項の認定を受けた者(以下「認定対外船舶運航事業者等」とい )は、当該認定に係る船舶(以下「準日本船舶」という。)につ 当該準日本船舶に係る認定証 0

名称又は総トン数等

第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号の契約の内容

項第二号又は第二項第三号の国土交通省令で定める事項

Ŧī. 四三 前項の 第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、 国土交通省令で定める事項

> 3 めるときは、 1 て、 国土交通大臣は、 当該申請に係る船舶が同項各号のいずれにも適合していると認工交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合にお その認定をするものとする。

(新規)

(新規)

(新規)

対外船舶運航事業者に対し、当該船舶の名称、 交通省令で定める事項を記載した認定証 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、 (以下単に 当該認定の申請をし 総トン数等その他国 「認定証」という 土た

。)を交付するものとする。

5 係る認定証の書換えを申請しなければならない。 に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、 ない。この場合において、 で定めるところにより、 ものとして国土交通省令で定める事由が生じたときは、国土交通省令 航海に確実かつ速やかに従事させることができなくなるおそれがある という。)について、 航事業者」という。)は、当該認定に係る船舶(以下「準日本船 第三項の認定を受けた対外船舶運航事業者 次に掲げる事項に変更があつたとき、 国土交通大臣にその旨を届け出なければなら 当該認定対外船舶運航 (以 下 事業者は、 当該準日本船 認定対外船 当該. 又は命令 揺舶に 変更 舶

名称又は総トン数等

第一項第一号の契約の内容

第一項第二号の国土交通省令で定める事

(新規)

検査内容

前項の国土交通省令で定める事項

- 。)の測度を受けなければならない。
  について国土交通大臣が行う総トン数等(当該変更に係るものに限るについて国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶申請(総トン数等の変更に係るものに限る。)をしようとするときは9 認定対外船舶運航事業者等は、前項の規定による認定証の書換えの8
- 9 認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船的に限る。)を受けなければならない。 
  ものに限る。)を受けなければならない。 
  ものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定め 
  更に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定め 
  こついて第七項の規定による認定証の書換えの申請(検査内容の変 
  はついて第七項の規定による認定証の書換えの申請(検査内容の変 
  はついて第七項の規定による認定証の書換えの申請(検査を受けた船 
  とのに限る。)を受けなければならない。
- ない。で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならで定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければなら10 認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合には、国土交通省令10
- けたとき。

  「認定本邦船主」という。)に限る。)が準日本船舶を譲り受以下「認定本邦船主」という。)に限る。)が準日本船舶を譲り受に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた本邦船主(一当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請
- ったとき。 一 前号に掲げる場合のほか、準日本船舶について所有者の変更があ
- 三 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなつたとき。 つたとき。
- 11 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日航事業者に限る。)が準日本船舶を運航しないこととなつたとき。に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた対外船舶運回 当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請
- 当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。12 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本船舶に係る第五項の認定を取り消すものとする。

- の測度を受けなければならない。ついて国土交通大臣が行う総トン数等(当該変更に係るものに限る。 国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に請(総トン数等の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、請定対外船舶運航事業者は、前項の規定による認定証の書換えの申
- (新規)
- 、。定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならな定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。認定対外船舶運航事業者は、次に掲げる場合には、国土交通省令で

7

- 当該認定対外船舶運航事業者が準日本船舶を譲り受けたとき。
- つたとき。 一 前号に掲げる場合のほか、準日本船舶について所有者の変更が\*\*
- 二 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなつたとき。
- 本船舶に係る第三項の認定を取り消すものとする。 圏土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該準
- 項の認定を取り消すことができる。第七項の規定に違反したと認めるときは、当該準日本船舶に係る第三なつたと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が第五項若しくは9 国土交通大臣は、準日本船舶が第一項各号のいずれかに適合しなく9

いずれかに適合しなくなつたとき。

「は同項各号のいずれかに適合しなくなつたとき、第二項の規定にては同項各号のいずれかに適合しなくなつたとき、第二項の規定に基本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつ

当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。三年九条の八第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が

関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 第八項の規定による測度並びに第四項又は第九項の規定による検査に 10 前各項に定めるもののほか、第五項の認定及び認定証、第三項又は 10

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例)

(船員法の特例)

、国土交通大臣又は登録検査機関による船員法第百条の六第一項の規された検査内容に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶は第四項の規定による検査を受けたものに限る。)に係る認定証に記載規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関第三十九条の七 認定対外船舶運航事業者等が第三十九条の五第十項の

又は第六項の規定による測度に関し必要な事項は、国土交通省令で定前各項に定めるもののほか、第三項の認定及び認定証並びに第二項

(船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例)

める。

(新規

と認められたものとみなす。 定による検査の結果、 同条第三 項第二号に掲げる要件に適合している

(新規)

### (勧告及び公表)

とができる。 該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その旨を公表するこ 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当

(報告及び立入検査)

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度に第三十九条の九 国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な者等に対して、第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要なおいて、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度に

2 (略)

第六章 先進船舶の導入等の促進

(先進船舶導入等促進基本方針)

以下「先進船舶の導入等」という。)の促進に関する施策の総合的か省令で定めるものをいう。以下同じ。)の研究開発、製造及び導入(
る船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度第三十九条の十 国土交通大臣は、先進船舶(液化天然ガスを燃料とす

(報告及び立入検査)

の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類そ項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者のおいて、第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事おいて、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業第三十九条の七 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度に

2 (略)

(新規)

(新規)

運基本方針」という。) を定めるものとする。 つ計画的な推進を図るための基本的な方針 (以下「先進船舶導入等促

- のとする。 2 先進船舶導入等促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるも
- 一 先進船舶の導入等の促進の意義及び目標に関する事項
- 基本的な方針 先進船舶の導入等の促進のために政府が実施すべき施策に関する
- 置に関する基本的な事項 業者その他の者をいう。以下この章において同じ。)が講ずべき措 船舶運航事業者等(先進船舶の導入等を行おうとする船舶運航事
- 関する基本的な事項四次条第一項に規定する先進船舶導入等計画の同条第四項の認定に
- | 要な事項 | 一前各号に掲げるもののほか、先進船舶の導入等の促進のために必
- 事情を考慮して定めるものとする。 先進船舶導入等促進基本方針は、先進船舶の導入等の状況その他の
- 導入等促進基本方針を変更するものとする。 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、先進船舶
- 変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 国土交通大臣は、先進船舶導入等促進基本方針を定め、又はこれを

(新規)

## (先進船舶導入等計画)

を申請することができる。
「先進船舶導入等計画」という。)を作成して、国土交通大臣の認定により、単独で又は共同で、先進船舶の導入等についての計画(以下第三十九条の十一 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところ

2 先進船舶導入等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならな

# 先進船舶の導入等の目標

二 研究開発、製造又は導入を行おうとする先進船舶の概要その他

船員法第百十七条の三第 先進船舶の導入等の内容 その旨を含む。 第三十九条の十五において同じ。 (当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船 項に規定する液化天然ガス等燃料船をい )に該当する場合にあつては

- 計画 期間
- 五四三 先進船 前各号に掲げるもののほか、 舶の導入等の実施に必要な資金の額及びその調達方法 国土交通省令で定める事項
- 3 項において同じ。)の乗船に関する事項を記載することができる。 型船舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職員をいう。第三十九条 の十三第一項において同じ。)の乗組み又は小型船舶操縦者(同法第 |条第四項に規定する小型船舶操縦者をいう。第三十九条の十三第| | 舶導入等計画に記載された先進船舶への船舶職員 先進船舶導入等計画には、 前項各号に掲げる事項のほか、 (船舶職員及び小 当該先進
- 4 であると認めるときは、 国土交通大臣は、 その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するも 第一項の規定による認定の申請があつた場合にお その認定をするものとする。
- 先進 船舶導入等促進基本方針に適合するものであること。
- 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。
- 載されたものであつて、 許 に掲げる基準に適合するものであること。 に掲げる基準に適合し、 臨時船 :可又は同法第四条第一 一号に掲げる先進船舶の導入等の内容として先進船舶の製造が記 舶建造調整法 (昭和二十八年法律第百四十九号) 当該製造の内容が同法第三条第一 項の承認を要するものにあつては、 かつ、当該製造を実施する者が同項第二号 項第一号 第二条の 第二項
- には、 ることができると認められるものであること。 同法第十八条第一 条の三十二第一項の許可を要するものにあつては、 先進船舶導入等計画に前項に規定する事項が記載されている場合 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一 項に規定する乗船基準によらなくても航行の安全を確保す 項に規定する乗組み基準又は同法第二十三条の三 当該先進船舶が 項又は第二十三

兀

| 認定を受けなければならない。 | とするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の| とするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の| 等」という。)は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しよう| 前項の認定を受けた船舶運航事業者等(以下「認定船舶運航事業者

7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による

(臨時船舶建造調整法の特例)

等三十九条の十二 船舶運航事業者等がそのとみなす。 「一方の規定により許可又は承認を受けたものとみなす。 に前条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。以 で前条第四項の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。以 第三十九条の十二 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画につい

船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例)

第三十九条の十三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画については、同項の規定により許可を受けなければない第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等三十九条の十三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画につい

2

新規

(新規)

| 等に対して、認定先進船舶導入等計画の実施状況について報告をさせにおいて、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者(報告) | ければならない。 関係者は、先進船舶の導入等に関し相互に連携を図りながら協力しな第三十九条の十七 国土交通大臣及び船舶運航事業者等、船員その他の(関係者の協力) | ができる。 | 保を含む。)の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 | の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 計画」という。)に従つて先進船舶の導入等を行うために必要な資金 所写の認定を受けた先進船舶導入等計画(以下「認定先進船舶導入等第三十九条の十四 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第 |
|--|--|-------|---------------------------------|--|
| (新規)   | (新規)   | (新規)  | (新規)                            | (新規)   |
|  |  |       |                                 |  |

### ることができる。

## 第七章・第八章 (略)

#### (手数料)

る額の手数料を国に納めなければならない。 第四十五条の三 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定め

第三十九条の五第三項又は第八項の規定による測度の申請をしよ

二 第三十九条の五第四項又は第九項の規定による検査(国土交通大うとする者

この申請をしようとする者

### 第九章 (略)

臣が行うものに限る。

### 一~二十 (略)

第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による報告四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、二十一 第二十四条第一項 (第三十三条において準用する場合及び第

質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者の九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条二十二 第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替え

をせず、又は虚偽の報告をした者

## 一十三・二十四 (略)

| に処する。 | 第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

## 第六章・第七章 (略

#### (手数料)

省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。 申請をしようとする対外船舶運航事業者は、実費を勘案して国土交通第四十五条の三 第三十九条の五第二項又は第六項の規定による測度の

#### (新規)

#### (新規)

### 第八章 (略)

する。 第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処

### 一~二十 (略)

をせず、又は虚偽の報告をした者第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項の規定による報告四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、二十一第二十四条第一項(第三十三条において準用する場合及び第

質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者の七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はて適用する場合を含む。)、第三十九条の四第一項又は第三十九条二十二 第二十五条第一項(第四十二条第二項の規定により読み替え

# 二十三・二十四(略)

しないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者は、三十第五十二条 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出を

| た者                                     | 二第                      | で、                     | 一第三                           |              |
|--|-------------------------|------------------------|-------------------------------|--------------|
| 10000000000000000000000000000000000000 | 三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽 | 又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者 | 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしない |              |
|  | の報告をし                   |                        | としない                          |              |
|  | (新規)                    |                        | (新規)                          | 万円以下の罰金に処する。 |
|  |                         |                        |                               |              |
|  |                         |                        |                               |              |
|  |                         |                        |                               |              |

| (傍線 |
|-----|
| 0   |
| 部   |
| 分   |
| は   |
| 改   |
| 正   |
| 部   |
| 分   |
| _   |

| 当該検査に係る海上労働証書の交付を受けることができなかつたもの由により従前の海上労働証書の有効期間が満了するまでの間において付を受けることができる特定船舶であつて、国土交通省令で定める事何条第一項後段の検査の結果第一項の規定による海上労働証書の交 (新規) | 2 (略)     2 (略)       二十六~三十四 (略)     二十四~三十二 (略)       置が講じられていること。 | 金額を担保するための保険契約の締結その他の障害手当及び第九十三条の遺族手当を確実 | を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられている」するその費用の支払を含む。)を確実に実施するために必要な金第四十七条第一項又は第二項の規定による送還(当該送還に代え」(新規)「『『『『『『 | 一〜四 (格)   一〜四 (格)   一〜四 (格)   一〜四 (格)   られたものと認めたときも、同様とする。   られたものと認めたときも、られたものと認めたときも、   おいて、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ   おいて、国土交通大臣が当該 | おおりに関する。<br>おいかに掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合に 該船舶が次に掲げならない。<br>国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当 ればならない。<br>ときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなけ たときは、当該項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認め 一項の検査の結<br>条の三 国土交通大臣は 国土交通大臣又は登録検査機関が前条第 第百条の三 国土   | の : 「 |  |
|--|--|--|--|--|--|-------|--|
|  |  |  |  | めたときも、同様とする。<br>通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じ   | Table   Ta | 行     |  |

のいずれか早い日までの期間とする。働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日

の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書4 前二項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船

4

(削る)

が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とするにあつては、第三項の規定の適用がないものとした場合の有効期間)にかかわらず、従前の海上労働証書の有効期間(第二号に掲げる場合 次に掲げる場合における海上労働証書の有効期間は、第二項の規定

前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けたとき。一一従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた

[臨時海上労働証書]

まする場合を行ったもの)の行う検査を受けなければならない。 者の変更があつたことその他の国土交通大臣又は登録検査機関のう にでいて、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶であるときは について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送 について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送 について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送 について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送 は第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは 、当該特定船舶に係る船員の労働条件等 に対していない当該特定船舶について船舶所有

有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。 所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の3 前項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶

する日が経過するまでの期間とする。海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過当該海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、従前の当該海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、従前の条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けた場合における、従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前

(新規)

(臨時海上労働証書)

2

略

3 該船舶の船舶所有者に対し、 結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、 国土交通大臣は、 国土交通大臣又は登録検査機関が第一項の検査の 臨時海上労働証書を交付しなければなら

. 当

3

まで、 十四号、 第百条の三第一 第 第 三十 十八号 一号及び第三十三号の要件に適合していること。 から第一 項第一号から第五号まで、 + 号まで、 第 一十五号から第二十九号 第十号、 第十二号 第

#### (略)

いること。 項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所 者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められて 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第

5 4 第百条の三第四項の規定は、 臨時海上労働証書について準用する。

## 危険物等取扱責任者

第百十七条の三 により証印を受けている者を、 三項において「危険物等取扱責任者」という。)として、 物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者(第 物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。 するために使用される船舶をいう。 交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送 天然ガス等燃料船 ませなければならない。 船舶所有者は、 (液化天然ガスその他の国土交通大臣が定める危険 国土交通省令で定めるところにより乗 国土交通省令で定めるタンカー 又は国土交通省令で定める液化 には、 次項の規定 国土 危険

2 害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有こ 国土交通大臣に 臣士ろ道名く りゃ 印 をする 国土交通大臣は、 国土交通省令で定めるところにより危険物又は有

3

(略)

- ない。 該船舶の船舶所有者に対し、 結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当 国土交通大臣は、 国土交通大臣又は登録検査機関が第一 臨時海上労働証書を交付しなければなら 項の 検 査
- 十三号、 で 第百条の三第一 第三十号及び第三十 第十七号から第二十号まで 項第一号から第四号まで、 一号の要件に適合していること。 第 十四号から 第九号、 第十 第 号 Ł 〕 号 ま 第

#### (略)

いること。 有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められて 項第一号から第三十一号までに掲げる要件に適合するために船舶所 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三 第

#### 4 (略)

5 第百条の三第三項の規定は、 臨時海上労働証書に ついて準用する。

(危険物等取扱責任者)

第百十七条の三 いる者を、 ら 物等取扱責任者」という。)として、次項の規定により証印を受けて いに関する業務を管理すべき職務を有する者(第三項において「危険 するために使用される船舶をいう。)には、危険物又は有害物の取扱 交通大臣の定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送 ない。 国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければな 船舶所有者は、 国土交通省令の定めるタンカー **国** 

### 2 印をする。 すると認定した者に対し、 害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有 国土交通大臣は、 国土交通省令の定めるところにより危険物又は その者の船員手帳に当該認定をした旨の証

#### 3 (略)

## (特定海域運航責任者)

第百十七条の 舶には する者 ろにより乗り組ませなければならない。 条件により 次項の規定により証印を受けている者を、 あるため れる海域として国土交通省令で定めるものをいう。 (第三項において 海 域 船 兀 その 0 舶の航行の安全の確保に支障を生じ 特性に応じた運航に関する業務を管理す 船舶所有者は、 運航につき特別の 「特定海域運航責任者」 特定海域 知識及び技能 (海氷の 国土交通省令で定めるとこ という。 が必要であると認め 状況その 又は生じるおそれ を航行する船 き職務を有 他 として、 自然的

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に

者及び前項に規定する証印について準用する。
③ 第百十七条の二第三項から第五項までの規定は、特定海域運航責任

第百三十条 二項、 十六条 百十七条の二第一項、 第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、 条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、 条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、 第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二 くは第三項、 第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四条、 (第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。) 、第六 第百十八条第一 第四十四条の二第一項若しくは第二項、 第四十九条、 (第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三 船舶所有者が第三十三条、 第四十五条、 項、 第六十二条、 第百十七条の三第一項、 第百十八条の二、 第四十六条、 第六十三条、第六十五条の二第三項 第三十四条第一項、 第百十八条の三若しくは第百 第四十七条第一項若しくは第 第四十四条の三第一項若し 第百十七条の四第一項 第百十二条第二項、第 第三十五条 第八十八

(新規)

第百三十条 百十八条の二、第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項の規定 百十七条の二第一項、 第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、 条の二の二第一項、 条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、 第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二 第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条、第七十四 くは第三項、 十六条(第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三 項、 (第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。) 、第六 第四十四条の二第一項若しくは第二項、 第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、 第四十五条、第四十六条、 第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、 第百十七条の三第一項、 第四十七条第一項若しくは第 第四十四条の三第一項 第百十二条第二項、 第百十八条第一項、 第三十五 第八十八 若し 第 第

金に処する。 土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国

きは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したと

外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)(附則第七条関係)

 $\bigcirc$ 

|                                  | となる場合に限る。)は、この限りでない。より臨時船舶建造調整法第二条の許可を受けたものとみなされること |
|----------------------------------|---|
|                                  | とき(当該認定を受けることによって同法第三十九条の十二の規定に                     |
|                                  | の認定(同条第五項の規定による変更の認定を含む。)の申請をした                     |
| による許可の申請をしたときは、この限りでない。          | による許可の申請をしたとき及び海上運送法第三十九条の十一第四項                     |
| 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第二条の規定  | 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)第二条の規定                     |
| ければならない。ただし、当該建造契約に係る船舶の建造について、  | ければならない。ただし、当該建造契約に係る船舶の建造について、                     |
| の概要その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出な  | の概要その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出な                     |
| 総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約  | 総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約                     |
| 第十一条 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が国土交通省令で定める | 第十一条 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が国土交通省令で定める                    |
| (建造契約の届出)                        | (建造契約の届出)   |
| 現                                | 改正案   |
| (傍線の部分は改正部分)                     |   |